

承 継 届 出 書

令和4年10月30日

下関市長 殿

届出者 〒750-8521  
下関市南部町1-1  
株式会社環政  
代表取締役 境 三郎

承継に伴い工場又は事業場の名称が変わる場合は新しい名称を記載すること。所在地は原則変わることはないため、過去の届出と整合性が取れるようにすること。

地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、

工場又は事業場の名称	Z工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	下関市古屋町1-18-1	※ 受理年月日	この日から30日以内の届出が必要です
承継の年月日	令和4年10月1日	※ 施設番号	
被承継者	氏名又は称	株式会社下関	※ 備考
	住所	下関市古屋町1-18-1	
承継の原因	吸収合併による		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。